

「第二次吉田書簡（1964年）」をめぐる日中台関係の展開

清水 麗*

The 'Second Yoshida Letter' (1964) and the Development of
China-Taiwan-Japan Relations in the 1960s

SHIMIZU Urara

The crisis related to Japan-Taiwan relations over the Kurashiki Rayon Company incident of 1963-64 waned following Yoshida Shigeru's trip to Taiwan in January 1964. There are many unclear points over the existence and the contents of the so-called the 'Second Yoshida Letter' that was exchanged between Japan and the Republic of China (ROC) concerning this problem. At that time, a five-point was made by Chiang Kai-shek and Yoshida, and ROC put this on the base of the Taiwan policy towards Japan. In other words, the ROC considered the 'Yoshida Letter (April 4)' as proof that the Ikeda cabinet approved the contents of diplomatic talks. The People's Republic of China (PRC) considered the 'Yoshida Letter (May 7)' to be a symbol of Japanese posture towards the PRC, and made it a problem. During the period of the 1960s, the Japanese Government groped towards a diplomatic stance of 'one China, one Taiwan'.

The purpose of this paper is to explain the structural factors that caused dramatic changes in Japan-China-Taiwan relations during the early 1970s. This will be done by examining, through an historical approach, how each government reacted to the 'Second Yoshida Letter' in the 1960s.

* 筑波大学大学院地域研究研究科／社会科学系

Master's Program in Area Studies / Institute of Social Sciences, University of Tsukuba

はじめに

2000年3月の選挙結果を受けて新しい總統が誕生し、民主的な政権交代を達成した台湾に対して、今日本は新たな関係作りに迫られている。李登輝時代の日台関係からの転換期である現在、日本外交は今後日台及び日中関係をどのように展開させていくのかという課題に直面しているが、1970年代前半の日中台関係をめぐる大きな転換点を前にして、蒋介石時代から次の時代へと移っていった60年代の日中台関係は何を示唆しているであろうか。1960年代の台湾をめぐる国際関係、特に日台関係の研究については、多くの課題が依然として残されている。それは、日台関係が、これまで主に日中関係における台湾問題として考察されることが多かったためである。日中関係の裏側に押し込められた多くの「結果として採られなかった選択肢」について、その「記憶」を取り戻すことは、現在及び将来にむけた建設的思考を可能にする基盤となりうるのではないか。そうした意味において、これまで日中、米中として語られてきた歴史的事例を、日中台、あるいは日米中台関係のなかに位置付けなおしていく作業が必要である。

近年の日本外交史研究における成果の一つである陳肇斌著「戦後日本の中国政策」は、日米英の膨大な資料を活用しながら吉田から岸内閣の中国政策を分析し、それら内閣の共通点として、「二つの中国」もしくは「一中一台」の立場にたち「政権分離」を戦略的手段として中国問題に対処するという基本路線であったことを明らかにした¹。こうした研究成果を踏まえつつも、本稿の視点は、東アジアの国際政治の文脈において二者択一の選択を迫られた日本政府は、現実に存在する二つの政府との関係をいかにして構築しようとしたのかという、いわば「失敗した」側面の考察である。60年代の池田・佐藤時代における中国政策、すなわち「一中一台」の立場をも含めて模索された日本外交に対し、72年の日中国交樹立を一つの結実点として構成する日中関係史では、マイナスの評価を与えすぎてきた。現在においては、こうした視点こそが米中、中台関係がめまぐるしく展開する東アジアの国際政治における日本外交を考える際に重要な要素となっているのである。

1960年代前半は、周知のように中国では50年代後半の大躍進政策の失敗により人民公社・大躍進の急進的政策が修正された調整期にあたり、行政と外交の部門では劉少奇・劉小平・周恩来がリードして孤立化からの脱却と国際環境の整備が行われた時期であった。その対外政策は、資本主義国であってもアメリカと何らかの対立・矛盾をもつ西欧・日本を「第二中間地帯」として統一戦線を形成する対象とみなしており、これにともなって中国の対日政策は58年の交流の中断から回復し、LT貿易の開始などへ交流が再び活発化していったのであった²。一方、台湾の中華民国政府は、60年代前半は国連の中国代表権問題、モンゴル承認問題など国際的地位の確保が微妙な段階にはいっていた。また、この当時のアメリカは、日本政府の中国政策に対して、冷戦下における政策に合致した戦略環境の維持を中心的な課題としており、①台湾の中華民国政府承認、②国連の中国代表権問題、③日米安全保障体制の維持、④対中貿易における

ココム措置の徹底などを主な事項としつつ、その戦略的目的が損なわれない限りにおいては、日中貿易には非介入との姿勢をとっていた³。

そうした状況をうけて日本は、政経分離政策を主張することによって、民間貿易としての日中貿易の性格を強調しながら、米国及び台湾の中華民国政府、さうには国内の対中貿易推進勢力からの圧力に対してある程度の距離を保っていた。しかし、外務省では、60年前後から、国民党政府が第三次国共合作や国民党政府の崩壊というかたちで台湾支配を事実上放棄する事態の可能性を考慮してその際の対応を検討しつつ、日中関係を推進していくこうとする日本国内の動きが中国のベースで進んでいく状況を危険と考え、政府がより関与していく方向での検討さえ行われていた⁴。そうした70年代につながる日中台関係の大きな変化が醸成されていくなかで、ビニロン・プラント問題は生じたのである。

第一節 ビニロン・プラント問題

1962年11月に調印された準政府間協定である「日中総合貿易に関する覚書」（所謂「LT貿易」覚書）にもとづき、同年11月には高崎達之助の全面的支持のもとに北京において、对中国ビニロン・プラント輸出の議定書が調印された。そして、翌63年7月4日、倉敷レーションが正式に中国との輸出契約を調印したが、この契約は日本の輸出入銀行の融資を条件としたものだった。これについて池田内閣は、「共産圏貿易の拡大」の方針のもとに対中貿易促進の要望をまとめ、62年半ばまで日中貿易には日本政府は関与しないとの条件つきで延べ払い措置を認める決定をしていた。「西欧並みの条件で対中貿易を促進する」という日本政府の基本的な姿勢を背景として、63年春には、通産相官房長の職にあった渡辺弥栄司が河合良一の仲介によって孫平化・王曉雲と会談し、その後輸出物件にココムなどの観点から問題がなければ輸銀融資は局長レベルの決定事項としていた当時の制度の「暗算」を突いて通商局長の説得に成功した⁵。

輸銀融資は、LT貿易協定には明記されていなかった問題であったが、これに対して池田内閣は基本的に受け容れる決定を行った。すなわち、63年8月20日、通産・外務・大蔵大臣の会談によって、分割払いの利子を年率6%に引き上げることを条件として、輸銀融資による倉敷レーションの対中プラント輸出を認めることが合意され、これは23日に正式に閣議決定された。

これに対し台湾の中華民国政府は、輸銀融資は単なる貿易問題ではなく、中国に対する「経済援助」にあたるとして強硬に抗議した。正式な閣議決定直前には、駐日大使が大平外相に抗議し、張群總統府秘書長は台北で木村四郎七大使と会談を行ったほか、22日蒋介石總統は吉田茂の池田内閣への影響力に期待をかけて吉田茂元總理宛に電報をうつた⁶。このほか、日華協力委員会のルートを通じて、岸信介や大野伴睦ら自民党議員にも攻勢をかけたが、日本政府は上記の閣議決定を行って輸銀融資を許可したのである。吉田茂は、9月4日付けで8月22日の蒋介石の電報に対する返電をおりり、ビニロン・プラントの延払方式での輸出は、「決して中共に対する経済援助といった性質のものではなく、その条件は他の国家が中共と行っている同種の

貿易を超えるものではない」と説明し、台湾側報道などで故意に問題が拡大されてしまっていることなどから、日台間での一層の忌憚のない意見交換を促進する機会となれば有意義である旨を書き送った⁸。親台湾派と呼ばれる自民党議員たちも、基本的には経済援助ではなく、普通の貿易であるとの説明を繰り返した⁹。

抗議した台湾側は、駐日大使を召還すると発表し、9月21日、張厲生大使は帰国の途についた。これに引き続いて10月には来日していた中国代表団の通訳である周鴻慶の亡命事件がおき、日台関係は一層悪化していく。そして、同年12月31日、ついに台湾側は代理大使、参事官2人、一等書記官1人を召還すると決定し、4人は64年1月2日に帰国した。さらに、1月11日には、日本からの輸入全体の4割を占める政府による買い付けを停止すると決定し、経済的報復措置をとったのである。日台関係は、まさに断交の危機へ陥った。

強硬な措置をとっていた台湾の中華民国政府であったが、これを取り巻く国際状況は、この時期一層厳しいものとなっていた。1964年1月、フランスと中国が国交を樹立し、台湾の中華民国政府はフランスとの断交を宣言したのである。そうした台湾をとりまく状況の悪化をふまえて、これ以上日本との関係を悪化させることへの懸念が台湾側に生じ、また周鴻慶が帰国して事件が一段落したこともあり、危機的状況であった日台関係の転機がつくりだされることになった。日本外務省では、台湾での対日非難・抗議は沈静化してきている状況であり、蒋介石総統は嚴家淦行政院長に対し「吉田元総理の訪台は資格等に拘泥せず無条件に歓迎する旨意思を表明した」との情報を得て、台湾側としては吉田元総理の訪台を関係改善のきっかけとしたい意向があるととらえていた¹⁰。

この台湾側の状況をうけて、池田首相の要請をうけた吉田茂元首相は、2月23日から27日にかけて個人の資格で訪台し、蒋介石総統ら要人との会談を重ねることになった。池田首相の親書を携行したという吉田は、蒋介石総統ら要人との会談において具体的な問題の協議ではなく、むしろ日台関係についての基本的姿勢やその反共政策などについて話し合った。そして、その会談の了解事項として会談記録及び「中共対策要綱五原則」がまとめられた。その五原則とは、以下のようなものである¹¹。

- 一、中国大陆六億ノ民衆ガ自由主義諸国ト平和的ニ共存シツツ、此等諸国トノ貿易ヲ拡大シテ、世界ノ平和ト繁栄ニ寄与出来ル様ニスル為ニハ、中国大陆民衆ヲ共産主義勢力ノ支配ヨリ解放シ、自由主義陣営内ニ引キ入レルコトガ肝要デアル。
- 一、右目的ノ為、日本、中華民国両国ハ具体的ニ提携協力シテ、両国ノ平和ト繁栄ヲ実現シ、自由主義体制ノ具体的模範ヲ中国大陆民衆ニ示スコトニ依リ、大陸民衆ガ共産主義政権ヨリ離反シ、共産主義ヲ大陸カラ追放スル様、誘導スルコト。
- 一、中華民国政府ガ中国大陆内ノ情勢、其他、世界情勢ノ変化ニヨリ、客観的ニ見テ、政治七分軍事三分ノ大陸反攻政策ガ成功スルコト確実ト認ムル時ハ、日本ハ大陸反攻ニ反対セズ、之ニ精神的道義的支持ヲ与フルコト。

- 一、日本ハ、所謂二ツノ中国ノ構想ニ反対スルコト。
- 一、日本ト中国大陆トノ貿易ハ民間貿易ニ限り、日本政府ノ政策トシテ、中国大陆ニ対スル
經濟的援助ニ支持ヲ与フルガ如キコトハ、嚴ニ之ヲ憤シムコト。

この合意内容では、「反共政策」を進めることについて意見の一致をみたことを示していると同時に、蒋介石総統は「政治七分軍事三分」の大陸反攻政策をとることにあらためて言及し、日本はそれに対して「精神的道義的支持」が求められている。また、池田内閣の対中積極姿勢に対して「二つの中国」構想をとらないように釘をさしているほか、問題となっていた中国向けビニロン・プラントへの輸銀融資にかかわる部分は、第五原則として述べられている。その第五原則では、日本と中国との貿易は民間貿易に限ること、日本政府として中国への経済援助を支持しないことなどの原則的な内容に止められていた。したがって、吉田・蒋介石会談の成果とは、この原則的な了解事項をまとめあげることによって台湾側との信頼関係を再度確認し、日台関係改善へのきっかけとしたことであり、これら基本的合意に基づいて日本政府が具体的にどのような措置をとるのかは、その後に台湾側が注視することとなった。

第二節 「中共対策要綱」と「吉田書簡（4・4）」

吉田元首相帰国後の3月4日、張群秘書長は、吉田茂と蒋介石の会談記録および「中共対策要綱」を吉田に送り確認を求めた。そして、これに対して吉田が張群宛に4月4日付の書簡を送ってきたという。この内容は、後に『蒋介石秘録』を編纂する過程で、台湾側が日本の担当者に対して明らかにされた資料として、下記のようなものであったという。

岳軍先生

先日お手紙を差し上げましたが、お目に通しいただけたと思います。

このほど3月4日付のお手紙とともに、会談記録及び中共対策要綱を拝見しました。

第三次会談の小生の談話の中で、インドとあるのはインドネシアの誤りですので、ご訂正ください。その他については、全く誤りありません。特にお手紙差し上げます。

台湾側は、これによって会談記録を持ち帰った吉田が池田首相の了承をとったことを示す書簡内容であるとの立場をとり、非常に重要視しているわけである²。しかし、この書簡の存在については、日本の外務省は認めていない。

この書簡の存在をめぐる問題は、すなわち書簡の存在自体にあるのではなく、その問題の本質として、第一に吉田訪台時における蒋介石総統との会談内容が一体何であったのかということと、そして第二に池田首相がそれを了解していたのかどうかという点にある。台湾側は、池田がこれに同意していたのだということを含めて、4月4日付け書簡を本当の「吉田書簡」と

呼んでいるのである。

第一に、吉田茂・蒋介石会談の内容として、先の5項目からなる「中共対策要綱」がまとめたことは明らかである¹³。したがって問題は、個人の資格で訪台した吉田と蒋介石の了解事項を池田内閣がどのように扱うかという点に絞られる。64年6月末の魏道明大使の派遣、7月はじめの大平外相訪台の後、訪日した張群秘書長は、8月16日に大磯の吉田邸において吉田茂元首相と会談した。台湾の外交部資料によれば、この会談で張群秘書長は、6月に木村大使が日本へ一時帰国する際に、總統から木村大使に「蔣總統・吉田会談」についての池田総理の意見を訊ねるよう求めたところ、木村大使が台北帰任後に述べたところによれば、官房長官を通じて池田首相は蔣・吉田会談内容について完全に同意しているとの通知があったと述べている¹⁴。

「吉田書簡」といった場合、台湾側は4月4日付張群宛の吉田書簡がそれにあたると位置付け、それは「蒋介石・吉田会談」の了解事項である「中共対策要綱」とその会談録が、吉田によって確認されたことを示すものであるとする。そして、その内容は、単に吉田茂個人とのやりとりではなく、池田首相にも確認されたものであるとしているのであった。その姿勢は、後の1965年8月に行われた沈昌煥外交部長と三木通産大臣との会談にも示され、その会談で沈外交部長は、「國府としては、吉田書簡は単に貿易の問題をどうするというものではなく、日華関係根本に係はるものとみているので、日本側もこの点をよく考えて欲しい」と述べている¹⁵。さらにまた、68年6月10日には、蒋介石總統は日本記者団に対して「吉田書簡の廃棄は日華平和条約の廃棄を意味する。吉田書簡は、日華平和条約の不備を補うものとして作成された」と語り、それを日華平和条約の補完文書であると扱っている旨表明したのである¹⁶。

第三節 ビニロン・プラント問題の展開と「吉田書簡（5・7）」

日台関係についての基本的合意としての「蒋介石・吉田茂会談」とその「中共対策要綱」をめぐる高いレベルのチャネルでの外交がなされる一方で、具体的問題としてのビニロン・プラントにかかる問題が展開していく。

まず、日台関係改善へと好転した雰囲気のなかで、外相訪台の地ならしとして、3月5日毛利松平政務次官が訪台した。訪台当初、毛利は駐日大使派遣については台湾側からよい感触を得ていた。しかし、3月7日になり、福田通産相が「広義の民間貿易にはいるもので政府間貿易ではない」と述べて中国向けビニロン・プラントの延べ払いについて認める意向を示した。このため、沈昌煥外交部長は、「東京と台北の間にはなお多くの相違点がある」として、台湾側の対日姿勢は再び硬化したのである。この台湾側の状況の変化について、毛利政務次官は、台湾側の「最高幹部で特にプロ日本の考え方を有するものは、吉田訪台のほとばりのさめぬうちに、出来るだけ早く大平外務大臣の来台を実現させて、このムードをコンソリデートしたいとの態度であったようだ」が、福田通産大臣らの発言に対して「特に立法院における対日強硬派が沈外交部長らに対しその宥和政策をなじる攻撃を開始するに及んで、極めて大きな変化を

見せた」と報告した¹⁷。さらに、日台関係改善の象徴的意義をもった大平外相の訪台が行われる前にビニロン・プラントの輸出承認が行われた場合には、蒋介石總統・張群秘書長及び沈昌煥外交部長は、日本との一切の関係を絶つという最悪の事態になりかねず、「立法院、監察院等との間で板ばさみになっている」状態であると伝えたのである¹⁸。

毛利政務次官訪台と平行して、3月10日吉田は張群宛書簡を送り、①日本政府はビニロン・プラントの輸出は当面許可しない方針に変わりはない、この問題については大平外相の訪台によって両国関係が正常化された後に政府間で十分に話し合うことを希望する、②大平外相訪台の方針に変わりはないが、準備が必要であり、中華民国側の新任大使派遣を希望する、と伝えた¹⁹。しかし、先に述べたように、毛利政務次官訪台中の通産大臣らの発言によって、中共対策要綱の第五の了解事項である「日本と中国大陸との貿易は民間貿易に限ること、政府が経済援助を与えるようなことはしない」という基本合意に基づいて日本政府が具体的にとる措置は、台湾側にとって受け入れ可能ではない懸念が出てきたのである。

4月10日張群秘書長から吉田宛ての書簡では、「日本政府が政府銀行を経由してクレジットを与えない、また今後対中共民間貿易に政府は介入しない方針を守ることを保証するよう、池田総理に再度相談して欲しい!との要望が出された²⁰。この要望に対して作成されたものが、5月7日の吉田元首相から張群秘書長宛ての書簡である。

この書簡は、下記のようなものであった²¹。

お申越の次第は池田総理とも話合ったが、同首相は、(イ)中共向けプラント輸出に関する金融を純粧の民間ベースによることについては貴意に添うよう研究をすすめたい。(ロ)いずれにしても本年(昭和39年)中には日本輸出入銀行を通ずる大日本紡績プラントの対中共輸出を認める考えはない。との意向であった。以上の次第で、私も今後とも貴台のご要望にそよう側面から努力する所存であります。

その直後に新聞報道では、政府筋の話として、ビニロン・プラントの対中共延べ払い輸出問題については、民間ベースに切り替えることを検討中であり、その検討結果ができるまでは対中共延べ払い輸出は認めない旨の親書が送られたと伝えた²²。当時池田は、その書簡によって台湾側に冷却期間を与え、次年度には輸銀融資を認める思惑であったという²³。こうした池田首相の思惑をよそに、台湾側としては、ビニロン・プラントへの輸銀融資を認めないと日本政府の保証が得られたことをふまえ、新任大使を派遣することを決定し、6月26日には魏道明大使が着任することとなった。

第四節 断交危機後の台湾の対日政策

魏道明大使が着任した後、7月3日から3日間にわたり大平外相が訪台する。この外相の訪

台は、台湾側では「日本政府の中華民国に対する誠意の象徴という意味」を有するものとして位置付けられ、台湾側からの厳しい追及ということではなく、ビニロン・プラントへの言及すらなかったという²⁴。この訪台によって、表面的には日台関係は正常化し、関係改善が成功したようみられたが、対中プラント輸出への輸銀融資については、台湾側は日本政府に対して執拗に保証を求めながらも、問題の拡大は回避するよう対応していた。

7月29日の椎名外相と魏道明大使との会談では、魏大使は、「蒋・吉田間の了解」を幾度も強調しつつ、日本との経済提携を積極的に推進していきたいと述べた一方、椎名外相は「日紡のビニロン・プラントの対中共輸出については、輸銀によらず民間ベースでゆくよう検討しているが、実際問題として仲々難しいようだ。いずれにしても吉田書簡の趣旨により処理するよう努力している。」と応じた²⁵。さらに吉田訪台への答礼として8月に訪日した張群秘書長と池田首相の会談でも、一年目は市銀を使い、二年目以降は輸銀を使うという案について、池田首相がこれに対して否定的見解を表明し、対中プラント問題が再度台湾との間で政治問題化することを避けるよう努力していた。

そして、一方では、張群と吉田との会談にみられるように、吉田を通した対日工作によって、中華民国政府と日本政府との間に政治的影響力はもつが私人である「吉田」の存在をすえながら、対中貿易に積極的な池田首相への間接的な圧力としてそれを重視し、実質的に中国との経済関係を強化しつつある日本との関係を維持していたのであった。

魏道明大使は、中央社の駐日記者であった黃天才の取材に応じて、次のように述べている。日本に対する外交政策の目標は、国交の維持と国連における代表権の支持の二つだけであり、「その他の細かい問題は気にしない」とし、また日本と中国大陆との貿易を進めようとする勢力の活動が強まっていることについては、「貿易については、余り関与しすぎず、ただ日本政府に『政経分離』の原則を守ってきえもらえばそれでよい。」との姿勢であった²⁶。

すなわち、日本政府の政経分離政策については、中華民国政府は公式には認めていなかったが、实际上日台関係を維持する最低ラインとして、日本政府が政経分離政策を保持することが必要であると認めていた。そして、日台関係の沈静化を図っていたこの時期には、台湾に対する円借款問題が検討されていた。1962年5月頃の台湾側からの申し出をうけて、その年の夏ごろから日本側での検討が始まっていたが、ビニロン・プラント問題や周鴻慶事件などで日台関係が悪化したことにより、台湾国内では日本への円借款を持ち出せる状況ではなくなっていった。その後、吉田訪台以降の日台関係が徐々に修復されると、65年2月末から円借款の交渉が始まることになるが、第四次四カ年計画をすすめる台湾側としては、アメリカからの経済援助打ち切り措置にともない、円借款と日本企業の投資を必要としていた時期であった。したがって、台湾の中華民国政府としては、日台関係を早急に沈静化させ、その後も揺れる輸銀融資問題が立法院らの対日批判を再燃させないよう影響を最低限に抑えながら、対日政策を展開させざるを得なかつたのである。

第五節 「吉田書簡」をめぐる日中台関係

その後このビニロン・プラント問題は、病に倒れた池田首相から1964年11月9日に組閣した佐藤栄作首相へと引き継がれることになった。

佐藤内閣は、65年1月訪米から帰国した後、日紡の対中プラント輸出は認可するが、それへの輸銀融資については認めないと決定した。対中プラントについては、64年11月に日立造船が65年2月15日までに輸銀融資を取り付けることを契約執行の条件として契約に調印していたが、2月11日、佐藤内閣は貨物船の輸出は認可したが輸銀融資については認めなかつた。中国側は、さらにこの融資取り付けの期限を3月31日まで延長して輸銀融資の許可を獲得するよう日に日立造船に迫ったが、佐藤内閣は3月30日に「日立造船の契約は早急に実施されるべきである。融資の問題は別途協議する」との方針を決定した。最終的に、日立造船の契約は失効し、また4月30日には日紡プラントの契約も失効することとなつた。

「吉田書簡（5・7）」が、日中関係の障害としてとりあげられ、問題化されるようになったのは、この過程であった。1965年1月31日、北京での岡崎嘉平太・日中総合貿易連絡協議会会長主催の招宴において、中日友好協会会长の廖承志が「単にLT貿易の廖承志事務所の代表としてではなく」と前置きした上で、中日貿易の障害の一つは蒋介石への吉田書簡であると述べたことが報じられた²⁷。これを契機に、佐藤内閣の対中政策に対して、中国側及び対中貿易関係者は「吉田書簡」に言及して非難や反対を表明するようになり、日立造船、日紡プラントの契約失効の責任は、吉田書簡の拘束をうける立場をとる佐藤内閣が、日中民間貿易に干渉したためであるとの姿勢をとる。そして、「日中関係を改善し、日中貿易を発展させようと思えば、佐藤政府がまず『吉田書簡』を撤回し、行動でもって誠意を裏付ける必要がある。……蒋介石一派を日中貿易に介入させるどんな事柄にも、われわれは強く反対する。」として²⁸、その後72年に輸銀融資が許可されるまでは、中国側は関係改善への象徴的な第一歩として「吉田書簡」の破棄を日本側へ求めていくこととなつた。

ビニロン・プラントへの輸銀融資を許可するかどうかという問題は、中国側としては佐藤内閣の対中姿勢を決定するものとして非常に重要視し、その試金石と位置付けていたと考えられる。そして、日本政府が「吉田書簡（5・7）」をどのように扱うのかという点は、日本の中国に対する基本姿勢を象徴的に表すものとして位置付けられた。

1965年2月6日、橋本官房長官は、記者会見において「吉田書簡については佐藤内閣として関知するものではない」、「佐藤内閣としては中共向けプラント輸出に今後輸銀を使わせないとはいっていない」と発言した。さきの1月26日の椎名外相との会談で、魏道明大使は、「政治資金は使わない」との保証を得ていたので、台湾側は台湾国内における反響を懸念して報道を控え、再度日本側の態度を質した²⁹。佐藤首相は、台湾側の反応を懸念しつづけ、2月8日の衆院予算委員会において、吉田書簡については「直接ではないが、私はやはり拘束されていると考

える」との見解を示したのである³¹。

しかし、その後の日本政府の「吉田書簡(5・7)」の扱いは、紆余曲折をたどる。通産省は從来から中国向けプラント輸出に積極的姿勢をもっていたが、8月はじめになると三木通産相の発言をはじめとして、吉田書簡は私信であり拘束されるものではないとの見解を表明するようになった³²。この動きをうけて、佐藤内閣は政府見解として、「法的には拘束力はない、輸銀融資は政府が自主的に判断」と発表した³³。そして、この直後8月5日付け『毎日新聞』は、政府筋の情報として「吉田書簡(5・7)」の内容を明らかにし、書簡の内容としては現在も日本政府を拘束しうるようなものではないことを明らかにしたのである³⁴。

一方、台湾側は、先に述べたように「吉田書簡」とは「蒋介石・吉田茂会談の了解事項」、すなわち「中共対策要綱」を含めた日台関係の基本的合意事項だと考えていた。このため、65年8月16日に行われた沈昌煥外交部長と三木通産大臣との会談は、「国府としては、吉田書簡は単に貿易の問題をどうするというものではなく、日華関係根本に係はるものとみているので、日本側もこの点よく考えて欲しい。」とする沈外交部長に対して、三木通産大臣は「日華の長期的友好関係を重視しており、これを壊すことは絶対しないことはもとよりであり、確言してもよいが、他方輸銀問題は共通の土台をくずすというような性格のものではない」として、物別れとなつた³⁵。台湾側は、日本政府が中国への輸銀融資を許可するかどうかは、日本の「政經分離」の原則を具体的に示す試金石と位置付けていたが、「吉田書簡(5・7)」の扱いを重視するというよりも、むしろ「吉田書簡(4・4)」、すなわち「蒋介石・吉田茂会談」の了解事項を日本側がどう位置付けているのかが焦点であった。

その後の日本政府の立場は、「吉田書簡(5・7)」自体の拘束力については無力化しながら、政府の自主的な判断としてケース・バイ・ケースで対中輸銀融資を検討していくとの姿勢をとるようになる。68年1月31日には、「吉田書簡については、政府もこれを超越して日中貿易を考えている」と発言し、また70年4月17日には「吉田書簡は政府が関与したものではない。したがって、いまさら変更とか、廃棄とかいうものではない」と述べていたが³⁶、実際には、72年になるまで輸銀融資の許可は出されなかつた。

日本政府の立場は、すでに「吉田書簡(5・7)」に拘束されるものではないと表明する一方、吉田書簡の破棄を正式に表明することを要求する中国側に対しては、私信である書簡を正式に廃棄するなどの必要はないとの立場をとっていたのである。

結論

1960年代の日中台関係は、63年のビニロン・プラント問題に端を発し、その後「吉田書簡」を一つの軸として展開した。「吉田書簡」の取り扱いは、いわば日本の中国と台湾への姿勢を象徴的に示すものとして位置付けられたのである。すなわち、中国は、60年代後半には文化大革命期へと突入し、その対日政策を硬化させていくなかで、蒋介石の国民党政府の介在を許したうえで日中関係を開拓させようとする日本政府の「中国に敵対的」な姿勢の象徴として、「吉田

書簡（5・7）」を位置付けた。

一方、台湾の中華民国政府は、64年吉田訪台の際の「蒋介石・吉田茂会談」の合意事項をその後の日台関係の基本に据え、これを「吉田書簡（4・4）」に象徴させた。この合意は、蒋介石と吉田茂という個人でありながら政府を超える高いレベルで取り交わされたものとして、日本政府や日本国内における対中関係改善推進の動きから距離を置くことを可能にしたのである。台湾をめぐる国際環境の悪化、米国の援助の打ち切りなどは、円借款や日本企業の投資促進などの面で台湾における対日経済関係の重要度をたかめた。總統府の蒋介石・張群及び行政院は、台湾国内の立法院らが対日批判を強め日台関係における諸問題を政治問題化させないよう波風を最低限に抑えなければならなかった。そこで極めて政治性の高い問題については、「蒋介石・吉田会談」をベースとして、池田や佐藤に強い影響力をもつ吉田ら長老格の政治家を中心とする対日工作を行い、「道義的精神的支持」というかたちで吉田・佐藤首相への信頼を軸として日台関係を開拓させたのである。

一方、日本側も、吉田・佐藤一張群・蒋介石チャネルを台湾側へは使いながら関係を維持していた。そして、日本国内における対中関係改善積極論が自民党議員を含めて高まるなかで、佐藤内閣は、単に台湾との関係を断ち切るかたちで中国との関係を構築することを避けながら、台湾からの信頼をとりつけつつ中国との経済関係を維持する外交姿勢をとったのである。毛利政務次官訪台時の蒋介石總統との会談では、「中華民国としては、日本の政府に対し必ずしも物質的に支援を求めておるのではなく、精神面で中華民国を支持してほしいのである」と述べられている³⁷。こうした精神的・道義的な中華民国政府への支持を軸とする60年代の日台関係は、71年の国連における中国代表権問題において逆重要事項指定決議案の共同提案国となった佐藤首相の決断へと結びついていった。そして、最高レベルでの非公式なチャネル構築によって一見して太く緊密な関係としてみられた日台関係は、国連中国代表権問題での佐藤の決断によって「道義は尽くした」との日本の立場を生み出し、さらに佐藤内閣から田中角栄内閣への政権交代とともに中國政策の急展開をゆるす構造的要因を醸成することとなったのである。

- 1 陳肇斌『戦後日本の中国政策』（東京大学出版会、2000年）。
- 2 中国の対外政策と対日政策の関係については、特に「中間地帯論」と対日政策については、岡部達味『中国の対日政策』（東京大学出版会、1976年）、清水徳藏『中国的思考と行動様式』（春秋社、1984年）、入江啓四郎・安藤正士編『現代中国の国際関係』（日本国際問題研究所、1975年）、増田弘・波多野澄雄編『アジアのなかの日本と中国』（山川出版社、1995年）、尹慶耀『中共的統戰外交』（台北：幼獅文化事業公司、1984年）他を参照。
- 3 日本の中国政策と米国との関係については、添谷芳秀『日本外交と中国 1945～1972』（慶應通信、1995年）、陳肇斌『戦後日本の中国政策』前掲、緒方貞子（添谷芳秀訳）『戦後日中・米中関係』（東京大学出版会、1992年）、池井優『戦後日中関係の一考察 石橋・岸内閣時代を中心として』『国際法外交雑誌』第73巻第3号（1974年11月）他を参照。

- 4 外務省第14回公開資料「日本・中共関係雑件」。
- 5 添谷芳秀「日本外交と中国 1945～1972」前掲、169ページ。
- 6 張群（古屋奎二訳）『日華・風雲の七十年』（サンケイ出版、1980年）、189～90ページ。
- 7 「吉田茂来譯文」中華民国政府外交部档案
- 8 張群（古屋奎二訳）『日華・風雲の七十年』前掲、194～202ページ。
- 9 「国府の対日動向の推移について」外務省第14回公開資料「中華民国の抗議関係」。
- 10 「民国53年3月12日付 外交部(西)発駐米蔣廷黻大使宛電報」外交部龜宛「吉田茂訪華」及び「民国53年3月19日付 外交部(東)発駐米蔣廷黻大使宛電報」外交部龜宛「吉田茂訪華」、及びサンケイ新聞社『蒋介石秘録 第15巻』（サンケイ出版、1977年）、164ページ。
- 11 サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第15巻』前掲、165ページ。
- 12 張群（古屋奎二訳）『日華・風雲の七十年』前掲、220ページ。
- 13 「中共対策要綱」の存在については、「東西通商局 中共向けビニコン・プラント問題の経緯（昭和40年）」外務省第14回公開資料「中華民国の抗議関係」。
- 14 「秘書長與日本前首相吉田茂談話記録」外交部資料「張秘書長訪日」。
- 15 「沈昌煥國府外交部長と三木通産大臣との会談要旨」外務省第14回公開資料「中華民国の抗議関係」。
- 16 「毎日新聞」1968年6月9日付け、「朝日新聞」1968年6月10日付け。
- 17 「昭和39年3月16日付 外務政務次官毛利松平訪華報告」外務省第15回公開資料「毛利外務政務次官中華民国訪問関係」。
- 18 同 上。
- 19 「總統致吉田茂先生箋函稿」外交部資料「特交檔案分類資料 外交 對日本外交 第065卷」及び「所謂吉田書簡發出等の経緯について（報告）」外務省第14回公開資料「中華民国の抗議関係」。
- 20 同 上。
- 21 「所謂吉田書簡發出等の経緯について（報告）」外務省第14回公開資料「中華民国の抗議関係」。
- 22 「毎日新聞」1964年5月9日付け。
- 23 添谷芳秀「日本外交と中国」前掲、171～172ページ。
- 24 「東西通商課 中共向けビニコン・プラント問題の経緯」前掲、「1964年3月14日付 木村大使発外務大臣宛電報」及び「昭和30年3月16日付 外務政務次官毛利松平 訪華報告」外務省第15回公開資料「毛利外務政務次官中華民国訪問関係」。
- 25 「魏大使の外務大臣來訪について」外務省第14回公開資料「ビニコン・プラントと輸出関係」。
- 26 黄天才『中日外交的人與事』（台北：聯經出版、1995年）、84～85頁。
- 27 「朝日新聞」1965年2月1日付け、「毎日新聞」1965年2月1日付け。
- 28 （論評）「佐藤内閣は『吉田書簡』を撤回せよ」（『人民日報』1965年2月12日付け）外務省中國課監修『日中関係基本資料集』（霞山会、1970年）、251～253ページ、「朝日新聞」1965年3月24日付け及び「朝日新聞」1965年4月22日付け。
- 29 「椎名大臣と魏道明大使との会談記録に関する件」外務省第14回公開資料「中華民国の抗議関係」及び、「1965年2月9日付け 外務大臣宛木村大使電『吉田書簡について』外務省第14回公開資料「中華民国の抗議関係」。
- 30 佐藤栄作『佐藤栄作日記 第二巻』（朝日新聞社、1998年）、235ページ。

- 31 『毎日新聞』1965年2月9日付け、『朝日新聞』1965年2月9日付け。
- 32 『朝日新聞』1965年8月2日付け夕刊、『毎日新聞』1965年8月2日付夕刊。
- 33 『朝日新聞』1965年8月3日付け夕刊、1965年8月4日付け及び『毎日新聞』1965年8月4日付。
- 34 『毎日新聞』1965年8月5日付け。
- 35 「沈昌煥国府外交部長と三木通産大臣との会談要旨」前掲。
- 36 『朝日新聞』1968年1月31日付け、『毎日新聞』1968年1月31日付け、『朝日新聞』1970年4月17日付け。
- 37 「蔣總統との会談における總統の談話要旨」外務省第15回公開資料「毛利外務政務次官中華民国訪問関係」。